

別表第2 整地・運搬・積込み用機械

2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
2.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ (2) クラッチペダル 又はインチングペダル (3) クラッチケース (4) イナーシャブレーキ及びインターロック (5) トルクコンバーター（ダンパーを含む。） (6) ユニバーサルジョイント (7) トランスミッション (8) 操向機構（横軸を含む。） (9) ステアリングモーター (10) ファイナルドライブ（H S Tの走行減速機を含む。）	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 ① アイドリング状態でクラッチを切り、イナーシャブレーキの作動の適否を調べる。 ② 走行中にエンジンの回転を上げ下げし、インターロックの作動の適否を調べる。 別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 ① エンジンを低速から高速まで急加減速させて、異常振動及び異音の有無を調べる。 ② シャフトの曲がり、スプライン部の摩耗並びにジョイント部の損傷及びがたの有無を調べる。 ③ 連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。 別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 ① 走行させて操向レバー又はペダルを操作し作動の適否を調べる。 ② レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。 ③ レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。 ④ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ⑤ ケースからの油漏れの有無を調べる。 別表第1の「1.2.1 油圧装置」の「(6) 油圧モーター」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	① 正常に作動すること。 ② 正常に作動すること。 ① 异常振動及び異音がないこと。 ② 曲がり、摩耗、損傷及びがたがないこと。 ③ 緩み、損傷及び脱落がないこと。 ① 异音及び滑りがなく、かつ、確実に作動すること。 ② 遊び及び引きしろが適正であること。 ③ がた及び各ピンの腐食がないこと。 ④ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ⑤ 油漏れがないこと。

2.1.3 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー）（ボギーを含む。）	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ② 走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ④ ローラー軸部からの油漏れの有無を調べる。 ⑤ 凹凸のある地面を走行させてボギーの作動の適否を調べる。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ② 异音及び異常発熱がないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。 ④ 油漏れがないこと。 ⑤ 円滑に首振り作動すること。
	(3) 履帯（別名クローラベルト）	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ゴム履帯		
	(5) 履帯調整装置		
	(6) トランクフレーム、ダイヤゴナルブレース及びイコライザー	① 亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	(1) 走行ブレーキ	① ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。 ② 走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	① ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。 ② 効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第5条第2項の規定に適合すること。
	(2) 駐車ブレーキ	別表第1の「1.5 下部走行体（トランク式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) ペダルロック	① ペダルを踏み込み、足を離したときの作動の適否を調べる。 ② ロック状態におけるブレーキの効き具合を調べる。 ③ ロック部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 確実にロックされていること。 ② ブレーキが十分に効いていること。 ③ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
	(4) ロッド、リンク及びケーブル類	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.1.4 制動装置	(1) ブレード、バケット、アーム及びリンク	① 各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ② ブレード等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。 ③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ② 著しいがたがないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。

	(2) バケットコントロール（トラクタ・ショベルに限る。）	① レバーを操作し、バケットポジショナーの作動の適否を調べる。 ② レバーを操作し、リフトキックアウトの作動の適否を調べる。	① バケットが設定した角度で停止すること。 ② バケットが設定した高さで停止すること。
	(3) アタッチメント（リッパー、ウインチを含む。）	① リッパー等を作動させ、作動の適否を調べる。 ② 各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ③ 取付け状態を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ③ 適正であること。
2.1.6 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） (4) 油圧ポンプ (5) H S T用ポンプ付属弁 (6) 油圧モーター (7) 油圧シリンダー (8) 方向制御弁 (9) 電磁弁 (10) 圧力制御弁 (11) 流量制御弁 (12) 逆止め弁 (13) オイルクーラー		別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
2.1.7 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。
2.1.8 安全装置 2.1.9 車体関係	(1) 車枠及び車体 (2) キャブ（ヘッドガードを含む。） (3) 座席 (4) シートベルト (5) 昇降設備及び滑り止め (6) 連結装置 (7) レバーロック (8) 作業装置安全ピン及び安全リンク	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 ① 亀裂及び損傷の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。 ① 亀裂及び損傷がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。 ① 亀裂及び損傷がないこと。

(9) 表示板 (10) スイッチ類及び 灯火類（灯火装置 、警報装置、方向 指示器、窓拭き器 、デフロスターを 含む。） (11) 計器類（油圧計 、電流計、燃料計 、油温計、水温計 、速度計、表示灯 を含む。） (12) 後写鏡及び反射 鏡	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(13) 純油脂	① 各部の給油脂状態を調べる。 ② 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	① 純油脂が十分であること。 ② 正常に作動すること。
2.1.10 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.2 トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
2.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.2 動力伝達装置	(1) トルクコンバーター (2) トランスミッション (3) プロペラシャフト (4) デファレンシャル (5) ファイナルドライブ (6) チェーンケース（スキッドステアリング式のものに限る。）	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.3 走行装置	(1) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング (2) タイヤ（ホイールを含む。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.4 操縦装置	(1) ハンドル (2) ギヤボックス (3) ロッド及びアーム類 (4) アーティキュレート機構 (5) パワーステアリング装置	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.2.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ (2) 駐車ブレーキ	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

	(3) ロッド、リンク及びケーブル類 (4) ホース及びパイプ	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) オイルブレーキ (6) エアブレーキ (7) ブレーキ倍力装置 (8) ブレーキドラム及びブレーキシュー (9) バックプレート (10) ブレーキディスク及びパッド（キャリパー式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(11) ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。）	ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	
	(12) 駐車ブレーキドラム及びライニング	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(13) 駐車ブレーキディスク及びパッド	<p>① パッドの厚さを調べる。</p> <p>② ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。</p> <p>③ スプリングチャンバーの作動の適否並びにエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>② 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p> <p>③ 正常に作動し、かつ、エア漏れ及び油漏れがないこと。</p>
2.2.6 作業装置	(1) バケット、ブレード、アーム（ブームを含む。）及びリンク	<p>① 各部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p> <p>② バケット等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。</p> <p>③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。</p> <p>② 著しいがたがないこと。</p> <p>③ 緩み及び脱落がないこと。</p>
	(2) バケットコントロール	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

2.2.7 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、 高圧パイプに限る。 ） (4) 油圧ポンプ (5) H S T用ポンプ付 属弁 (6) 油圧モーター (7) 油圧シリンダー (8) 方向制御弁 (9) 圧力制御弁 (10) 流量制御弁 (11) 逆止め弁 (12) オイルクーラー	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。 。
2.2.8 操作装置	操作レバー	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
2.2.9 安全装置	(1) 車体及び車体	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
2.2.10 車体関係	(2) キャブ（ヘッドガードを含む。） (3) 座席 (4) シートベルト (5) 昇降設備及び滑り止め (6) レバーロック (7) 作業装置安全ピン及び安全リンク	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	(8) 表示板 (9) スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） (10) 計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） (11) 後写鏡及び反射鏡 (12) 紙油脂	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
2.2.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.3 スクレーパー

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
2.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.2 動力伝達装置	(1) トルクコンバーター (2) トランスミッション (3) プロペラシャフト (4) デファレンシャル (5) ファイナルドライブ	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.3 走行装置	(1) フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング (2) タイヤ（ホイールを含む。） (3) サスペンションアーム（クッショニングヒッチ、ヒッチピンを含む。） (4) サスペンションシリンダー及びクッショニングシリンダー	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 ① 連結部のがたの有無を調べる。 ② アーム等の損傷の有無を調べる。	① 著しいがたがないこと。 ② 損傷がないこと。 ① アイドリング状態でコントロールレバー又はスイッチを操作し、シリンダーロッドの伸びを調べる。 ② 油漏れ及び損傷の有無を調べる。 ③ 取付け部の亀裂、がた及び緩みの有無を調べる。
2.3.4 操縦装置	(1) ハンドル (2) ギヤボックス (3) ロッド及びアーム類 (4) アーティキュレート機構 (5) パワーステアリング装置	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 この表の「2.2 トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	① 伸びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 ② 油漏れ及び損傷がないこと。 ③ 亀裂、がた及び緩みがないこと。
2.3.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ	① ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。 ② 走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	① ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。 ② 効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第5条第2項の規定に適合すること。

	<p>③ ペダルの踏み具合によってエア混入の有無を調べる。</p> <p>④ リターダーブレーキの効き具合を調べる。</p>	<p>③ エアの混入がないこと。</p> <p>④ 効き具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p>
(2) 駐車ブレーキ	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(3) ロッド、リンク及びケーブル類 (4) ホース及びパイプ	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(5) エアブレーキ (6) ブレーキドラム及びブレーキシュー (7) バックプレート	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(8) ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。）	この表の「2.2 トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.6 作業装置	(1) ボウル、エプロン及びエジェクタ一	① ボウル等を作動させ、異音の有無を調べる。
		② 各部の緩み及び損傷の有無を調べる。
	(2) エッジ	<p>① 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>② 亀裂及び摩耗の有無を調べる。</p>
2.3.7 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） (4) 油圧ポンプ (5) 油圧シリンダー (6) 方向制御弁 (7) 圧力制御弁 (8) 流量制御弁 (9) 逆止め弁 (10) オイルクーラー ^一 (11) アキュムレータ	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
2.3.8 操作装置	操作レバー	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
2.3.9 安全装置 2.3.10 車体関係	(1) 車枠及び車体	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。

(2) キャブ（ヘッドガードを含む。） (3) 座席 (4) シートベルト (5) 昇降設備及び滑り止め (6) レバーロック (7) 表示板 (8) スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） (9) 計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） (10) 後写鏡及び反射鏡	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(11) 紙油脂	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.3.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べること。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.4 スクレープ・ドーザー

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
2.4.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) クラッチレバー	① レバーを操作し、レバーの重さ及び戻り具合を調べる。	① 重さ及び戻り具合が適正であること。
		② レバーの遊びを調べる。	② レバーの遊びが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	(3) クラッチケース (4) トルクコンバーター (5) トランスミッショング（伝達歯車機構を含む。）	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		① 走行させて操向レバー又はペダルを操作し、作動の適否を調べる。	① 異音及び滑りがなく、かつ、確実に作動すること。
		② レバーを操作し、遊び及び引きしろの適否を調べる。	② 遊び及び引きしろが適正であること。
		③ レバーを操作し、ロッド、リンク、軸受部及び接続部のがた並びに各ピンの腐食の有無を調べる。	③ がた及び腐食がないこと。
		④ ケースからの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
	(7) 各ギヤボックス（中央大歯車及びファイナルドライブを含む。）	① 走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異音及び異常発熱がないこと。
		② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
2.4.3 走行装置	(1) 起動輪及び遊動輪 (2) 上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー） (3) 履帶（別名クローラベルト） (4) 履帶調整装置	別表第1の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) トランクフレーム	① 亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。

2.4.4 制動装置	(1) 走行ブレーキ	① ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。 ② 走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。 ③ ブレーキペダルを踏んでブレーキシリンダーのストロークを調べる。	① ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。 ② 効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第5条第2項の規定に適合すること。 ③ ストロークが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	(2) 駐車ブレーキ	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.5 作業装置	ボウル、エプロン、エジェクター及びドーザー	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		② ボウルの底板及び各カッターの摩耗の有無を調べる。	② 著しい摩耗がないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
2.4.6 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） (4) 油圧ポンプ (5) 油圧シリンダー ^一 (6) 方向制御弁 (7) 圧力制御弁 (8) 逆止め弁 (9) アキュムレータ	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.7 操作装置	操作レバー	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.8 安全装置	(1) キャブ（ヘッドガードを含む。）	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.9 車体関係	(2) 座席 (3) シートベルト (4) 昇降設備及び滑り止め (5) 表示板		
	(6) 警報装置	スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
	(7) 計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。）	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	(8) 後写鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。

	(9) 納入検査	各部の納入検査状態を調べる。	納入検査が十分であること。
2. 4. 10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。 。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

2.5 モーター・グレーダー

検査対象の構造及び装置		検査方法	判定基準
2.5.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第1の「1.1.1 ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.2 動力伝達装置	(1) 主クラッチ (2) クラッチペダル 又はインチングペダル (3) クラッチケース (4) マスターシリンダー	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(5) パワーシリンダー	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(6) トルクコンバーター (7) トランスミッション	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(8) ファイナルドライブ（ベベルギヤを含む。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(9) タンデム装置	① 走行させて異音の有無を調べる。 ② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ③ ケースからの油漏れの有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。
2.5.3 走行装置	(1) フロントアクスル	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ② センターピン及びリーニングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び変形がないこと。 ② 損傷及びがたがないこと。
	(2) タイヤ（ホイールを含む。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.4 操縦装置	(1) ハンドル	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) ギヤボックス (3) ロッド及びアーム類	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ナックル及びナックルブラケット	① ナックルとキングピンとの連結部のがたの有無を調べる。 ② ナックルとナックルブラケットとの隙間を調べる。 ③ 亀裂の有無を調べる。	① がたがないこと。 ② 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 ③ 亀裂がないこと。

	(5) かじ取り車輪 (6) パワーステアリング装置（油圧倍力装置を含む。） (7) アーティキュレート機構 (8) 油圧シリンダー（ステアリング用、リーニング用、アーティキュレート用に限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 この表の「2.2 トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
2.5.5 制動装置	(1) 走行ブレーキ (2) 駐車ブレーキ (3) ロッド、リンク及びケーブル類 (4) ホース及びパイプ (5) オイルブレーキ (6) エアブレーキ (7) ブレーキ倍力装置 (8) ブレーキドラム及びブレーキシュー (9) バックプレート (10) ブレーキディスク及びブレーキプレート（湿式ディスク式のものに限る。） (11) 駐車ブレーキドラム及びライニング (12) 駐車ブレーキディスク及びパッド（キャリパー式のものに限る。） (13) 駐車ブレーキディスク及びブレート（スプリングチヤンバー式のものに限る。）	別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 この表の「2.2 トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 別表第1の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。 ① パッドの厚さを調べる。 ② ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。 ① ディスクの厚さを調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。 ② ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ① パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 ② 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。 ① ディスクの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 ② 剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。

		<p>③ スプリングチャンバーの作動の適否及びエア漏れの有無を調べる。</p>	③ 作動が正常で、かつ、エア漏れがないこと。
2.5.6 作業装置	(1) サークル	<p>① ブレードを地面に下ろし、ガイドシューとサークルの隙間を調べる。</p> <p>② サークルギヤの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。</p>	<p>① 隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。</p> <p>② 亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。</p>
	(2) ブレード回転ギヤケース	<p>① ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</p> <p>② ケースからの油漏れの有無を調べる。</p>	<p>① 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。</p> <p>② 油漏れがないこと。</p>
	(3) ブレードレールガイド	ブレードを移動させ、レールとガイドの隙間を調べる。	隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	(4) ブレード及びスカリファイヤ	<p>① ブレード等を作動させ、異音及びがたの有無を調べる。</p> <p>② 損傷及び変形の有無を調べる。</p> <p>③ カッティングエッジ及びツースの摩耗の有無を調べる。</p>	<p>① 異音及び著しいがたがないこと。</p> <p>② 損傷及び著しい変形がないこと。</p> <p>③ 著しい摩耗がないこと。</p>
2.5.7 油圧装置	(1) 作動油タンク (2) フィルター (3) 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） (4) 油圧ポンプ (5) 油圧モーター (6) 油圧シリンダー (7) 方向制御弁 (8) 圧力制御弁 (9) 流量制御弁 (10) 逆止め弁 (11) 回転継手	別表第1の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.8 操作装置	操作レバー	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.9 安全装置 2.5.10 車体関係	(1) 車枠及び車体 (2) キャブ（ヘッドガードを含む。） (3) 座席 (4) シートベルト (5) 昇降設備及び滑り止め (6) レバーロック (7) 作業装置安全ピン及び安全リンク	<p>① 亀裂及び変形の有無を調べる。</p> <p>② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</p>	<p>① 亀裂及び著しい変形がないこと。</p> <p>② 緩み及び脱落がないこと。</p>
		別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

(8) 表示板	別表第1の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
(9) スイッチ類及び 灯火類（灯火装置 、警報装置、方向 指示器、窓拭き器 、デフロスターを 含む。）		
(10) 計器類（油圧計 、電流計、燃料計 、油温計、水温計 、速度計、表示灯 を含む。）		
(11) 後写鏡及び反射 鏡		
(12) 純油脂	この表の「2.1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式 のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.11 総合テスト	走行及び各作業装置の操作を行い 、機能することを確認し、異常振動 、異音及び異常発熱の有無を調べる 。	各装置が正常に機能し、かつ、異常 振動、異音及び異常発熱がないこと。